

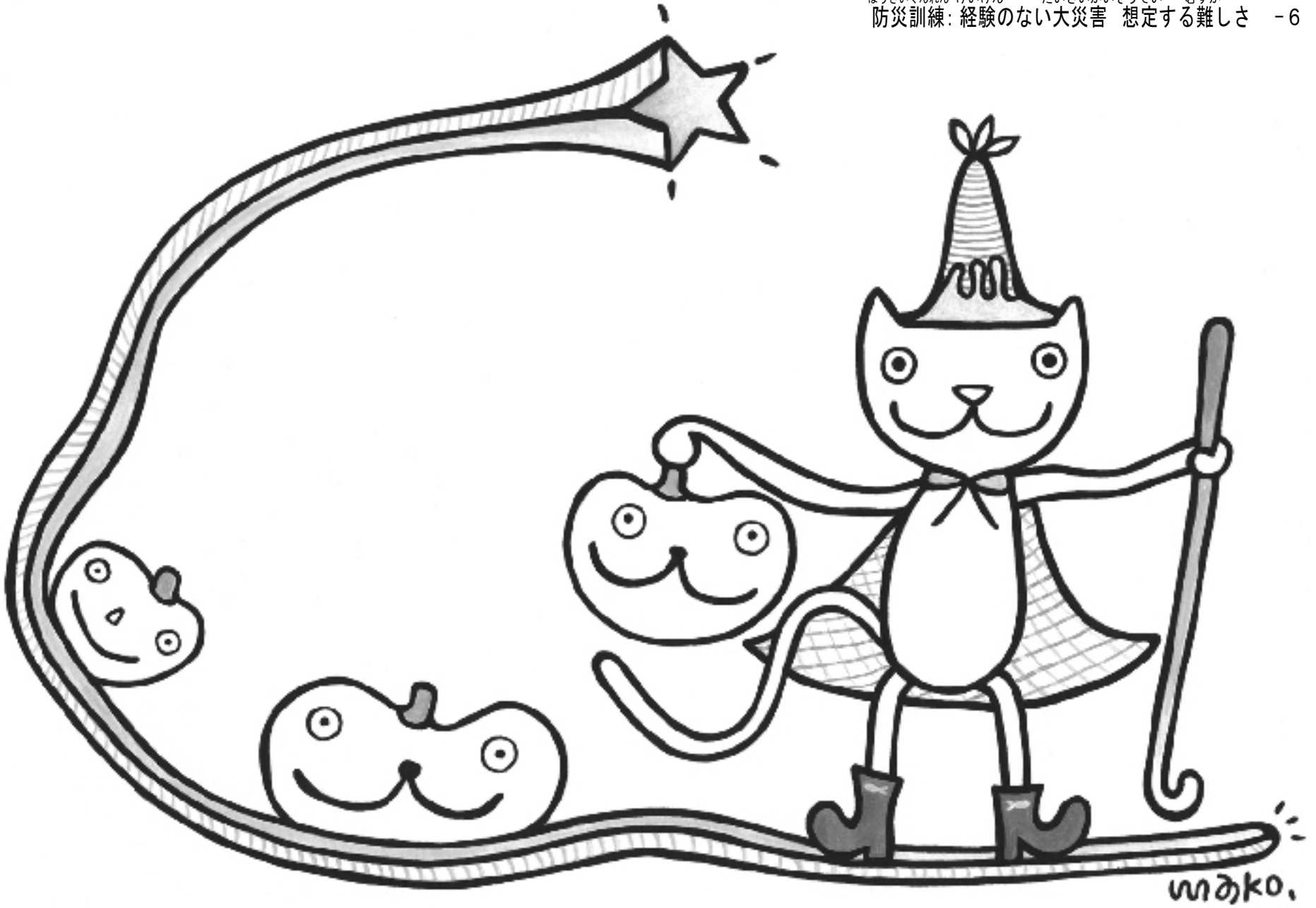
編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町 1-17-2A (総務)
 TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
 代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部 200円
 年間購読料：個人会員 2000円 広報会員 (3部) 5000円
 法人会員 1口 (5部) 10000円 賛助会員 (1部) 10000円
 振替口座 00940-0-161341
 「まねき猫通信」



もくじ

とくはリンクラーせっちぎむ そんりつあやぶ グループホーム
 特集：S P 設置義務で存立危ぶまれるGH-2
 リレーエッセイ：自治会役員の仕事-轟広志-4
 かんじょうてきあさひしんぶんた うしな いしづかなおと
 感情的朝日新聞叩きで失われるもの-石塚直人-5
 ぼうさいくんれん けいけん だいさいがいそうてい むずか
 防災訓練：経験のない大災害 想定する難しさ -6

題字：
 塩澤 文男
 (しおざわ・ふみお)



ともるよ
 え：まこ なまこ

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

特定秘密保護法制定から「集団的自衛権」の閣議決定に至るまで、この国の政治は麻生太郎が吐いた「ナチスの手口に学べ」という言葉通りになった。かと思えば、再入閣した高市早苗総務相はネオナチ「国家社会主義日本労働者党」首とのツーショット写真に平然と収まり、また、以前にヒトラー賛美の書物に推薦文も書いていたと言う▲川越駅で起きた白杖を使っていた全盲の女子生徒が蹴られるという事件の後、「全盲なら乗るな」「相当イラつく」「障害者様は健常者の事を奴隷くらいにしか思っていない」「被害者面してんじゃねえぞ」「特権が横行している」等々、こんな言葉が臆面もなく堂々とネット上で踊っている▲盲導犬を刺す人間や白杖への暴力を礼賛する日本の日常は、ナチスが政権に着く直前にワイマール共和国で蔓延していた他者への無関心、あるいは、他者の窮状をあざ笑う冷笑主義の写し絵に他ならない。差別の是認とデマ宣伝を煽る政治家どもを、日の丸の小旗を振って大歓迎する愚衆の群が道路の両側を埋め尽くす…そんな光景が目に見え、「ヘイト・スピーチ」が常套句の市民権を得た現状は、即ち、障がい者の「生」(ましてや「共生」)を根本から否定する社会になりつつあることを意味しているのだ！ (バギ)

消防法改正しょうぼうほうかいせいで、そんりつあや存立危ぶまれるグループホームせいしやくか せつちぎむか

実現可能な防火安全策を探りたい

背景にグループホームへの無理解 「施設」認定を改めるべき



▲障大連議長・古田朋也さん

消防法改正で、来年4月から障がい支援区分4以上の障がい者が8割以上入居するグループホーム（以下「GH」）は、全てスプリンクラー設置（以下「SP」）が義務づけられようとしています。しかし、SP設置が可能なGHは非常に少なく、改正が強行されると、地域生活をめざしたGHの新規開設ができなくなるばかりか、既に生活を営んでいるGHでも改修できずに退去となるケースもたくさん出そうです。このため「GHの存立を脅かす重大問題」として、消防庁との話し合いを求めています。進展が見られません。

聞く耳持たぬ消防庁

とされたのですか？
編集部…なぜ消防法改正が必要とされたのですか？
古田…2006年、長崎県大村市にある認知症高齢者GHの火災で、7名の高齢者が死亡し、翌07年に消防法施行令が

大阪でこの問題に取り組んでいる「障がい者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議（障大連）」議長・古田朋也さんに問題点と現状を聞きました。
根本的な問題は、消防庁の検討会議で、障がい者GHの「住まい」としての実態が全く理解されないまま、「施設」と位置づけられ議論が進められたことです。障がい者が「地域で暮らしたい」という願いから始まり、厚労省も推進している「施設から地域へ」という方針にも逆行する「GHSP設置義務」問題を特集します。
（文責・編集部）

改定されたのが発端です。従来1000㎡以上の施設に義務づけられていたSP設置が、275㎡以上に改められました。その後08年6月、綾瀬市の障がい者GHで火災が起こり（死者3名）、13年2月には、長崎市にある認知症高齢者GH火災（5名死亡）が発生し、13年10月には福岡の有床診療所火災（10名死亡）などが続きました。

このため消防庁は、2013年度に、「高齢者GH等」「障がい者施設等」「有床診療所」の3つの火災対策検討部会を設置し、検討を行ってきました。火災事故は、10人以上の高齢者GHがほとんどだったのです

実態とかけ離れた改正

問題点は？
古田…どのGHでも安全対策を重視していますが、障がい者

つに分けて始まりました。4回にわたる障がい者施設・GHに関する検討会では、GHを運営する団体から「障がい者GHは施設ではなく、住まい」「SP設置は小規模GHの実態に合っていない」との意見も度々出されましたが、消防庁は「聞く耳もたず」という姿勢で議論が進みました。
結局、認知高齢者GHの結論に引きずられる形で、重度障がい者のGHも面積に関わらずSP設置が義務づけられる結論になりました。ただし有床診療所に関しては反発も強く、規制が緩められました。
検討会の議論は実態が踏まえられていない、「このまま改正案が施行されたいへんな事態になる」として、大阪からもGHの実態を訴え、消防庁との話し合いを続けました。検討会が終わる頃になっ

また、3月の最終報告書の段階でようやく、「障がい者GHは4、6名の非常に小規模なものが多くあり、『住まい』としての側面にも十分配慮した検討が必要」「今後とも、障がい者施設等の状況について関係機関が情報を共有し、障がい者等を取り巻く環境の変化に応じた対応が求められる」との文言で議論を継続する方向性を確認したものの、その後話し合いは進んでいないのが現状です。

グループホームSP設置が義務づけられた場合、大規模改修工事が必要で、設置できない物件が多く、また借家の場合、貸主の理解を得ることが非常に難しいのが実情です。
2007年の改定の時にも、重度障がい者のGHに自動火災報知設備が義務づけられたのですが、マンションの1室を借りていたとしても、建物全体への設置が義務づけられました。それはたいへんな工事となりますし、補助は出るのですがGH

の部分のみだったもので、貸主の負担も大きく、退去を求められる事態も予想されました。その時も問題を訴え、検討会が再開されて、2010年に設備設置

は、「当該GHのみ」とする緩和措置が決められました。

今回（2013年）の改定では、さらに大がかりなSPが義務づけられます。SPは、地下の水道管から建物の構造体や壁を通して各部屋の噴出口ま

での水道工が必要で、数百万円規模の工事となりますし、水圧が低い場合は、加圧ポンプなどが必要となります。

建築関係者からは、「SPは、新築時にする工事であって、改修工事で簡単に後付けできる

工事ではない」と聞いています。大阪は、全国的に見ても重度障がい者のGHが多く、公営住宅を利用したGHも全国で1

番多く、約500軒あります。府営住宅の担当課に相談したところ、「SP設置は」限りなく

不可能に近い」と言われました。府・市の障害福祉担当課もこの影響を強く懸念しており、府下

のGHの実態を調査中です。このようにSPの設置が強制されれば、設置できないGH

が退居を求められたり、新規の開設ができなくなることは明らかです。こうした事態は、絶対に避けなければなりません。

編…どうしてそんな実態と合わない改正案になったのですか？

古田…消防庁が障がい者GHの実態を全く理解していないことに、根本的な問題があります。障がい福祉の法律では

GHは「施設」ではない

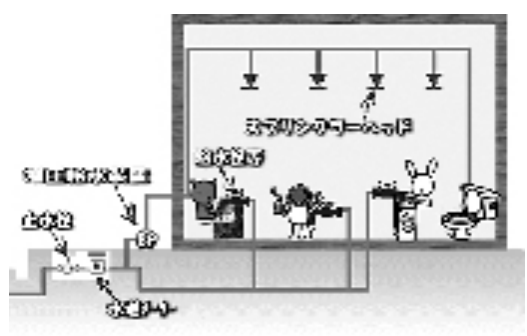
消防庁は、GHの規模や支援体制は全く考慮せず、施設設備面しか判断しないことも

問題です。小規模な障がい者GHの場合、夜間でも入居者3〜4人に対し1人の支援者が

常駐していたりします。高齢者GHのように10人に1人という体制と違い、非常時の安全は

より確保しやすいと言えます。ところが消防庁はこうした人的要素を全く考慮せず、SP設置を義務づけようとしています。簡易なしくみの水道連結型SPだけでは消火できません。今回の義務化は、逃げるための

GHは「住まい」と位置づけられていますが、消防法では、障



▲SP設置は、大規模改修工事となる

がい者GHは「施設」と位置づけられており、重度障がい者GHは、大きな障がい者施設や高齢者施設と全く同じ扱いとされています。また、重度障がい者のGHが1軒でも入ったマンションは、建物全体が「雑居ビル」と同じ「人命リスクが高い建物」に分類されてしまい、格段に厳しい防火規制の対象とされています。

大規模な入所施設を想定したSPをふつうの住まいに義務づけること自身、無理があり、そのまま強行されれば、ほとんどのGHが対応できず、現在重度障がい者が暮らしているGHは退去を余儀なくされたり、来年4月以降の新設は極めて難しくなってしまうと、障がい者GHは「施設ではなく住まいとしてのふつうの暮らし

し」との理念を大事にできましたので、入所施設とちがって2〜6名の非常に小規模な住戸がほとんどであり、ふつうの家を利用しているケースが大半です。また、最近では建築基準法でも障がい者GHは住まいではなく「寄宿舎」と位置づけられ始め、建物の基準が大きく変わるため開設できなくなる事態が各地で発生しています。

時間稼がが本来の目的とされています。現在、家庭用の消火器サイズの自動消火設備も開発中で、近々製品化される予定であるなど、安全を確保する現実的な代替案は他にもあるのです。

また、SP設置義務化は、GHのあり方を施設型に変えてしまうことにもなりかねません。GHは、普通の住居で暮らすことで地域の一員として生活することをめざした運動です。SPが義務づけられると、賃貸物件でなく「施設的な大きなGH」しか開設できなくなります。

安全確保は当然大事です。しかし、それゆえに生活の場が奪われてしまうことになれば、本末転倒ではないでしょうか？ 編…今後の取り組みは？

今、高齢化社会が進むなか、高齢者夫婦だけの世帯や高齢の親と障がい者の世帯も増えており、老老介護や孤立死の問題などが社会問題となつています。こうした世帯で火災が起こり、逃げ遅れて犠牲者がでるといふことも十分ありえます。どんな家庭でも実現可能な防火安全対策を考えるべきであり、

また、SP設置義務化は、GHのあり方を施設型に変えてしまうことにもなりかねません。GHは、普通の住居で暮らすことで地域の一員として生活することをめざした運動です。SPが義務づけられると、賃貸物件でなく「施設的な大きなGH」しか開設できなくなります。

安全確保は当然大事です。しかし、それゆえに生活の場が奪われてしまうことになれば、本末転倒ではないでしょうか？ 編…今後の取り組みは？

今年4月から改正令は施行されます。改正内容は以上のような問題がありますが、当面の対策としては、入居者が少人数で夜間支援があるGHについて

は例外とする。あるいは、簡易な自動消火設備での代替を認めることになり、そうした事態を避けなければなりません。そのためにも、早急に改正案について再検討の場をもつことが求められています。その際、重要な出発点は、GHが住居であり、施設ではないという現実です。

今年4月から改正令は施行されます。改正内容は以上のような問題がありますが、当面の対策としては、入居者が少人数で夜間支援があるGHについて

は例外とする。あるいは、簡易な自動消火設備での代替を認めることになり、そうした事態を避けなければなりません。そのためにも、早急に改正案について再検討の場をもつことが求められています。その際、重要な出発点は、GHが住居であり、施設ではないという現実です。

今年4月から改正令は施行されます。改正内容は以上のような問題がありますが、当面の対策としては、入居者が少人数で夜間支援があるGHについて

は例外とする。あるいは、簡易な自動消火設備での代替を認めることになり、そうした事態を避けなければなりません。そのためにも、早急に改正案について再検討の場をもつことが求められています。その際、重要な出発点は、GHが住居であり、施設ではないという現実です。